

原子力防災組織における本社対策本部の 体制及び役割の見直しに伴う保安規定の 変更について

2022年7月6日

東京電力ホールディングス株式会社

- ・ **保安規定の変更内容について**

→資料① 説明資料 P.3

- ・ **保安規定の変更に対する設置許可との整合性確認について**

→資料② 説明資料 P.10

- ・ **保安規定の変更に対する審査基準該当箇所の整理について**

→資料③ 説明資料 P.14

保安規定の変更内容について

1. 変更の概要及び背景

◆ 変更の概要

原子力災害が発生した場合の社内原子力防災組織における本社対策本部の体制及び役割の見直しに伴い、次の通り柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）の変更を行う。

保安規定記載箇所	変更内容
添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」 1.1 体制の整備，教育訓練の実施及び資機材の配備 (1) 体制の整備 イ. (イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・官庁連絡班の役割である「原子力規制庁等の関係官庁への通報連絡」を情報班へ移行 ・「立地班」を無くし，「避難支援統括」及びその配下に「避難支援班」を新設

◆ 背景

社内原子力防災組織については，原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）の中で，本社を含め，その体制及び役割等を定めており，保安規定 添付3においても重大事故等発生時の体制の整備として同内容を反映している。

防災業務計画については，社内原子力防災組織の見直しとして，既に本社対策本部における体制及び役割を変更しているものの，保安規定 添付3の当該記載部分は経過措置により使用前事業者検査終了までは適用されないことから，適用前までに防災業務計画に合わせた記載に変更することとしている。

今回，適用前である現時点において，申請の準備が整ったことから保安規定の変更を行う。

2. 保安規定の適用時期

◆ 変更箇所の適用時期

現在の保安規定 添付3における本社対策本部に係る記載については令和2年10月30日に認可をいただいているが、附則で定めた経過措置により、第17条関連については「教育訓練に係る規定」のみ適用されている状況であることから、これらの詳細が記載された保安規定 添付3についても同様の扱いとなっている。

附則（令和2年10月30日原規規発第2010305号）

（施行期日）

第1条

（中略）

2. 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

なお、第12条（運転員等の確保）、第17条（火災発生時の体制の整備）、第17条の2（内部漏水発生時の体制の整備）、第17条の3（火山影響等発生時の体制の整備）、第17条の4（その他自然災害発生時等の体制の整備）、第17条の5（有毒ガス発生時の体制の整備）、第17条の6（資機材等の整備）、第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）及び第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備）については、教育訓練に係る規定を除き7号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

（省略）

今回の変更箇所は「教育訓練に係る規定」に該当する項目ではない（且つ、本社支援組織の変更であり、保安規定における教育訓練の対象である組織（第12条：運転員等）でもない）ことから、未だ適用されておらず、「発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降」適用される条項となる。

3. 防災業務計画の変更内容

◆ 保安規定に関連する記載事項

防災業務計画における変更のうち、以下の内容については保安規定記載に関連することから保安規定への反映を行う。

① 官庁連絡班の役割である「原子力規制庁等の関係官庁への通報連絡」を情報班へ移行

⇒保安規定では官庁連絡班が関係官庁への通報連絡等を行うとされているため変更が必要

② 「立地班」を無くし、「避難支援統括」及びその配下に「避難支援班」を新設

⇒保安規定では各統括及び機能班の役割を記載していることから変更が必要

防災業務計画 変更前			防災業務計画 変更後		
			<div style="border: 1px solid red; width: 20px; height: 15px; display: inline-block;"></div> : 保安規定記載に関連する変更箇所		
計画・情報統括 1. プラント情報や放射線に関する情報、事故進展評価などの統括	官庁連絡班	1. 原子力規制庁等の関係官庁への通報連絡 2. 官庁への情報提供と質問対応	計画・情報統括 1. プラント情報や放射線に関する情報、事故進展評価などの統括	官庁連絡班	1. 官庁への情報提供と質問対応
	保安班	1. 放射性物質の放出量評価 2. 周辺環境への影響の予測・評価 3. 放射線管理用資機材の配備 4. 発電所関係者の線量管理等の支援		保安班	1. 放射性物質の放出量評価 2. 周辺環境への影響の予測・評価 3. 放射線管理用資機材の配備 4. 発電所関係者の線量管理等の支援
	計画班	1. 事故状況の把握・進展評価 2. 環境への影響評価 3. 発電所の復旧計画の策定支援		計画班	1. 事故状況の把握・進展評価 2. 環境への影響評価 3. 発電所の復旧計画の策定支援
	情報班	1. 事故状況、対応状況の把握 2. 本社対策本部内での情報共有・一元管理		情報班	1. <u>原子力規制庁等の関係官庁への通報連絡</u> 2. 事故状況、対応状況の把握 3. 本社対策本部内での情報共有・一元管理

3. 防災業務計画の変更内容

防災業務計画 変更前			防災業務計画 変更後		
			<div style="border: 1px solid red; width: 20px; height: 15px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> : 保安規定記載に関連する変更箇所		
対外対応統括 1. 対外対応活動の統括 2. 事実に基づいた正確な情報の速やかな発信	広報班	1. 広報活動における全店統一方針と戦略の策定 2. プレス対応（プレス文、QA作成含む）	対外対応統括	広報班	1. 広報活動における全店統一方針と戦略の策定 2. プレス対応（プレス文、QA作成含む） 3. <u>公表情報の関係各所への情報発信</u>
	立地班	1. 発電所の立地地域対応の支援 2. 自治体・防災センターへの情報提供 3. 自治体・防災センターからの要望対応	1. <u>関係各所への正確かつ速やかな情報発信の統括</u> (削除)	(削除)	(削除)
総務統括 1. 発電所復旧要員が的確に復旧活動を行うための支援を統括	通信班	1. 社内外関係箇所との通信手段の維持・確保	総務統括	通信班	1. 社内外関係箇所との通信手段の維持・確保
	総務班	1. 本社防災要員の非常召集 2. 発電所復旧要員の職場環境の整備等 3. 人員輸送手段の確保	1. 発電所復旧要員が的確に復旧活動を行うための支援を統括 2. <u>自治体の防護活動の要員・物資の支援に係る統括</u>	総務班	1. 本社防災要員の非常召集 2. 発電所復旧要員の職場環境の整備等 3. 人員輸送手段の確保
	厚生班	1. 本部における食料・被服の調達及び宿泊関係の手配 2. 発電所復旧要員の食料・被服の調達支援、宿泊の手配支援 3. 現地医療体制整備支援		厚生班	1. 本部における食料・被服の調達及び宿泊関係の手配 2. <u>発電所復旧要員及び自治体の防護活動支援要員の食料・被服の調達支援、宿泊の手配支援</u> 3. 現地医療体制整備支援
	資材班	1. 発電所の復旧活動に必要な資機材の調達、適切な箇所への搬送		資材班	1. 発電所の復旧活動及び自治体の防護活動の支援に必要な資機材の調達、適切な箇所への搬送
支援統括 1. 発電所の復旧に向けた支援拠点や支援の受入の統括	後方支援拠点班	1. 原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ・運営 2. 同拠点における社外関係機関（自衛隊、消防、警察等）との情報連絡		支援統括	後方支援拠点班
	支援受入調整班	1. 官庁（自衛隊、消防、警察等）への支援要請、調整の窓口	2. <u>自治体の防護活動の支援における社外関係機関等との調整に係る統括</u>	支援受入調整班	1. 官庁（自衛隊、消防、警察等）への支援要請、調整の窓口
	電力支援受入班	1. 事業者間協力協定に基づく他原子力事業者からの支援受入調整 2. 原子力緊急事態支援組織からの支援受入調整		電力支援受入班	1. 事業者間協力協定に基づく他原子力事業者からの支援受入調整 2. 原子力緊急事態支援組織からの支援受入調整
		避難支援統括 1. <u>自治体の防護活動の支援を統括</u>		避難支援班 1. <u>自治体の防護活動の支援</u> 2. <u>自治体・防災センターからの要望への対応</u>	

4. 保安規定 添付3の変更内容

◆ 防災業務計画変更内容を踏まえた保安規定への反映事項

防災業務計画の変更内容を踏まえ、以下の通り保安規定 添付3の変更を行う。

保安規定 変更前	保安規定 変更後
<p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 (第17条の7及び第17条の8関連)</p> <p>(中略)</p> <p>イ. 原子力運営管理部長は、以下に示す本社対策本部の役割分担及び責任者等をマニュアルに定め、体制を確立する。</p> <p>(ア) 原子力運営管理部長は速やかに社長に報告し、社長は本社における原子力防災態勢を発令する。</p> <p>(イ) 社長は、本社における原子力防災態勢を発令した場合、速やかに東京本社の原子力施設事態即応センターに本社対策本部を設置し、本社対策本部長としてその職務を行う。社長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、本社対策本部の副本部長がその職務を代行する。本社対策本部は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社(全社とは、東京電力ホールディングス株式会社及び各事業子会社のことをいう)での体制とし、緊急時対策本部が重大事故等対策に専念できるよう技術面及び運用面で支援する。本社対策本部は、原子力防災組織に適用すべき必要要件を定めた体制とすることにより、社長を本社対策本部長とした指揮命令系統を明確にし、緊急時対策本部が重大事故等対策に専念できる体制を整備する。本社対策本部は、復旧統括、計画・情報統括、対外対応統括、総務統括及び支援統括を配置し、発電所の復旧方法検討・立案等を行う復旧班、本社対策本部内での情報共有等を行う情報班、事故状況の把握・進展評価等を行う計画班、放射性物質の放出量評価等を行う保安班、<u>関係官庁への通報連絡等</u>を行う官庁連絡班、報道機関対応等を行う広報班、<u>発電所の立地地域対応の支援等を行う立地班</u>、通信連絡設備の復旧・確保の支援等を行う通信班、発電所の職場環境の整備等を行う総務班、現地医療体制整備支援等を行う厚生班、発電所の復旧活動に必要な資機材の調達・搬送等を行う資材班、原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ・運営等を行う後方支援拠点班、官庁への支援要請等を行う支援受入調整班<u>及び</u>他の原子力事業者からの支援受入調整等を行う電力支援受入班で構成する。</p> <p>(省略)</p>	<p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 (第17条の7及び第17条の8関連)</p> <p>(中略)</p> <p>イ. 原子力運営管理部長は、以下に示す本社対策本部の役割分担及び責任者等をマニュアルに定め、体制を確立する。</p> <p>(ア) 原子力運営管理部長は速やかに社長に報告し、社長は本社における原子力防災態勢を発令する。</p> <p>(イ) 社長は、本社における原子力防災態勢を発令した場合、速やかに東京本社の原子力施設事態即応センターに本社対策本部を設置し、本社対策本部長としてその職務を行う。社長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、本社対策本部の副本部長がその職務を代行する。本社対策本部は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社(全社とは、東京電力ホールディングス株式会社及び各事業子会社のことをいう)での体制とし、緊急時対策本部が重大事故等対策に専念できるよう技術面及び運用面で支援する。本社対策本部は、原子力防災組織に適用すべき必要要件を定めた体制とすることにより、社長を本社対策本部長とした指揮命令系統を明確にし、緊急時対策本部が重大事故等対策に専念できる体制を整備する。本社対策本部は、復旧統括、計画・情報統括、対外対応統括、総務統括、<u>支援統括及び避難支援統括</u>を配置し、発電所の復旧方法検討・立案等を行う復旧班、本社対策本部内での情報共有等を行う情報班、事故状況の把握・進展評価等を行う計画班、放射性物質の放出量評価等を行う保安班、<u>官庁への情報提供等</u>を行う官庁連絡班、報道機関対応等を行う広報班、通信連絡設備の復旧・確保の支援等を行う通信班、発電所の職場環境の整備等を行う総務班、現地医療体制整備支援等を行う厚生班、発電所の復旧活動に必要な資機材の調達・搬送等を行う資材班、原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ・運営等を行う後方支援拠点班、官庁への支援要請等を行う支援受入調整班、<u>他の原子力事業者からの支援受入調整等を行う電力支援受入班及び自治体の防護活動の支援等を行う避難支援班</u>で構成する。</p> <p>(省略)</p>

5. 保安規定 附則の変更内容

◆ 本変更に対する適用時期について

本変更の適用時期については、令和2年10月30日に認可いただいた附則の内容を引用し、「発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降」とする。

保安規定 変更前	保安規定 変更後
<p>附則（令和4年5月11日 原規規発第2205116号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和4年5月16日から施行する。</p>	<p>附則（令和 年 月 日 原規規発第 号） （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 2. 本規定施行の際、規定の適用については、附則（令和2年10月30日 原規規発第2010305号）で定めるところによる。</p>
<p>附則（令和2年10月30日 原規規発第2010305号） （中略） 2. 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。 なお、第12条（運転員等の確保）、第17条（火災発生時の体制の整備）、第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）、第17条の3（火山影響等発生時の体制の整備）、第17条の4（その他自然災害発生時等の体制の整備）、第17条の5（有毒ガス発生時の体制の整備）、第17条の6（資機材等の整備）、第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）及び第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備）については、教育訓練に係る規定を除き7号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。 （省略）</p>	<p>附則（令和2年10月30日 原規規発第2010305号） （中略） 2. 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。 なお、第12条（運転員等の確保）、第17条（火災発生時の体制の整備）、第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）、第17条の3（火山影響等発生時の体制の整備）、第17条の4（その他自然災害発生時等の体制の整備）、第17条の5（有毒ガス発生時の体制の整備）、第17条の6（資機材等の整備）、第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）及び第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備）については、教育訓練に係る規定を除き7号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。 （省略）</p>

保安規定の変更に対する設置許可との 整合性確認について

1. 保安規定変更に対する設置許可記載有無等整理

【柏崎刈羽原子力発電所】

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	設置許可との整合性
添付			
添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準	○ (本文十号) (添付書類十)	○※	本文十号、添付書類十（5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力）における「本社対策本部は、社長を本社対策本部長とした指揮命令系統を明確にし、発電所対策本部が重大事故等対策に専念できる体制を整備する」の記載と保安規定記載は整合している。なお、添付書類十に記載の体制は、設置許可変更当時のものであるが、保安規定記載は体制及び役割を明確にした上で、現体制に合わせて変更していることから整合性は図れている。

※本社対策本部の体制及び役割の見直しのみの変更

2. 保安規定変更に対する設置許可との整合性確認

【柏崎刈羽原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>添付</p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 (第17条の7及び第17条の8関連)</p> <p>(中略)</p> <p>イ. 原子力運営管理部長は、以下に示す本社対策本部の役割分担及び責任者等をマニュアルに定め、体制を確立する。 (ア) 原子力運営管理部長は速やかに社長に報告し、社長は本社における原子力防災態勢を発令する。 (イ) 社長は、本社における原子力防災態勢を発令した場合、速やかに東京本社の原子力施設事態即応センターに本社対策本部を設置し、本社対策本部長としてその職務を行う。社長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、本社対策本部の副本部長がその職務を代行する。本社対策本部は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社（全社とは、東京電力ホールディングス株式会社及び各事業子会社のことをいう）での体制とし、緊急時対策本部が重大事故等対策に専念できるよう技術面及び運用面で支援する。本社対策本部は、原子力防災組織に適用すべき必要要件を定めた体制とすることにより、社長を本社対策本部長とした指揮命令系統を明確にし、緊急時対策本部が重大事故等対策に専念できる体制を整備する。本社対策本部は、復旧統括、計画・情報統括、対外対応統括、総務統括、支援統括及び避難支援統括を配置し、発電所の復旧方法検討・立案等を行う復旧班、本社対策本部内での情報共有等を行う情報班、事故状況の把握・進展評価等を行う計画班、放射性物質の放出量評価等を行う保安班、<u>官庁への情報提供等</u>を行う官庁連絡班、報道機関対応等を行う広報班、通信連絡設備の復旧・確保の支援等を行う通信班、発電所の職場環境の整備等を行う総務班、現地医療体制整備支援等を行う厚生班、発電所の復旧活動に必要な資機材の調達・搬送等を行う資材班、原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ・運営等を行う後方支援拠点班、官庁への支援要請等を行う支援受入調整班、他の原子力事業者からの支援受入調整等を行う電力支援受入班及び自治体の防護活動の支援等を行う避難支援班で構成する。</p> <p>(省略)</p>	<p>[本文]</p> <p>十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力 (中略) (c-10) 重大事故等時に、発電所外部からの支援を受けることができるように支援体制を整備する。 発電所における原子力警戒態勢又は緊急時態勢発令の報告を受け、本社における原子力警戒態勢又は緊急時態勢を発令した場合、速やかに東京本社の原子力施設事態即応センターに発電所外部の支援組織である本社対策本部を設置する。 本社対策本部は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社（全社とは、東京電力ホールディングス株式会社及び各事業子会社のことをいう。）での体制とし、発電所対策本部が重大事故等対策に専念できるよう技術面及び運用面で支援する。 本社対策本部は、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓から原子力防災組織に適用すべき必要要件を定めた体制とすることにより、社長を本社対策本部長とした指揮命令系統を明確にし、発電所対策本部が重大事故等対策に専念できる体制を整備する。</p> <p>(省略)</p>	<p>・本文十号における「本社対策本部は、社長を本社対策本部長とした指揮命令系統を明確にし、発電所対策本部が重大事故等対策に専念できる体制を整備する」の記載と保安規定記載は整合している。</p>

2. 保安規定変更に対する設置許可との整合性確認

【柏崎刈羽原子力発電所】

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>添付</p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 (第17条の7及び第17条の8関連)</p> <p>(中略)</p> <p>イ. 原子力運営管理部長は、以下に示す本社対策本部の役割分担及び責任者をマニュアルに定め、体制を確立する。 (ア) 原子力運営管理部長は速やかに社長に報告し、社長は本社における原子力防災態勢を発令する。 (イ) 社長は、本社における原子力防災態勢を発令した場合、速やかに東京本社の原子力施設事態即応センターに本社対策本部を設置し、本社対策本部長としてその職務を行う。社長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、本社対策本部の副本部長がその職務を代行する。本社対策本部は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社（全社とは、東京電力ホールディングス株式会社及び各事業子会社のことをいう）での体制とし、緊急時対策本部が重大事故等対策に専念できるよう技術面及び運用面で支援する。本社対策本部は、原子力防災組織に適用すべき必要要件を定めた体制とすることにより、社長を本社対策本部長とした指揮命令系統を明確にし、緊急時対策本部が重大事故等対策に専念できる体制を整備する。本社対策本部は、復旧統括、計画・情報統括、対外対応統括、総務統括、支援統括及び避難支援統括を配置し、発電所の復旧方法検討・立案等を行う復旧班、本社対策本部内での情報共有等を行う情報班、事故状況の把握・進展評価等を行う計画班、放射性物質の放出量評価等を行う保安班、官庁への情報提供等を行う官庁連絡班、報道機関対応等を行う広報班、通信連絡設備の復旧・確保の支援等を行う通信班、発電所の職場環境の整備等を行う総務班、現地医療体制整備支援等を行う厚生班、発電所の復旧活動に必要な資機材の調達・搬送等を行う資材班、原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ・運営等を行う後方支援拠点班、官庁への支援要請等を行う支援受入調整班、他の原子力事業者からの支援受入調整等を行う電力支援受入班及び自治体の防護活動の支援等を行う避難支援班で構成する。</p> <p>(省略)</p>	<p>[添付書類十]</p> <p>5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>(中略)</p> <p>j. 重大事故等時に、発電所外部からの支援を受けることができるように支援体制を整備する。発電所において、警戒事象、特定事象又は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当する事象が発生した場合、所長（原子力防災管理者）は原子力警戒態勢又は緊急時態勢を発令するとともに本社原子力運営管理部長へ報告する。 報告を受けた本社原子力運営管理部長は直ちに社長に報告し、社長は本社における原子力警戒態勢又は緊急時態勢を発令する。本社原子力運営管理部長から連絡を受けた本社総務統括は、本社における緊急時対策要員を非常召集する。 社長は、本社における原子力警戒態勢又は緊急時態勢を発令した場合、速やかに東京本社の原子力施設事態即応センターに本社対策本部を設置し、本社対策本部長としてその職務を行う。社長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、本社対策本部の副本部長がその職務を代行する。 本社対策本部長は、本社対策本部の設置、運営、統括及び災害対策活動に関する統括管理を行い、副本部長は本社対策本部長を補佐する。本社対策本部の各統括及び各班長は本社対策本部長が行う災害対策活動を補佐する。 本社対策本部は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社（全社とは、東京電力ホールディングス株式会社及び各事業子会社（東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社）のことをいう。）での体制とし、発電所対策本部が重大事故等対策に専念できるよう技術面及び運用面で支援する。 本社対策本部は、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓から原子力防災組織に適用すべき必要要件を定めた体制とすることにより、社長を本社対策本部長とした指揮命令系統を明確にし、発電所対策本部が重大事故等対策に専念できる体制を整備する。 本社対策本部は、復旧統括、計画・情報統括、対外対応統括、総務統括及び支援統括を配置し、発電所の復旧方法検討・立案等を行う復旧班、本社対策本部内での情報共有等を行う情報班、事故状況の把握・進展評価等を行う計画班、放射性物質の放出量評価等を行う保安班、関係官庁への通報連絡等を行う官庁連絡班、報道機関対応等を行う広報班、発電所の立地地域対応の支援等を行う立地班、通信連絡設備の復旧・確保の支援等を行う通信班、発電所の職場環境の整備等を行う総務班、現地医療体制整備支援等を行う厚生班、発電所の復旧活動に必要な資機材の調達・搬送等を行う資材班、原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ・運営等を行う後方支援拠点班、官庁への支援要請等を行う支援受入調整班及び他の原子力事業者からの支援受入調整等を行う電力支援受入班で構成する。</p> <p>(省略)</p>	<p>・添付書類十（5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力）における「本社対策本部は、社長を本社対策本部長とした指揮命令系統を明確にし、発電所対策本部が重大事故等対策に専念できる体制を整備する」の記載と保安規定記載は整合している。 なお、添付書類十に記載の体制は、設置許可変更当時のものであるが、保安規定記載は体制及び役割を明確にした上で、現体制に合わせて変更していることから整合性は図れている。</p>

保安規定の変更に対する審査基準該当箇所の整理について

1. 保安規定変更に対する審査基準該当箇所整理

- 今回の申請内容については、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」のうち「1. 1 体制の整備，教育訓練の実施及び資機材の配備（1）体制の整備」に関する変更であることから、審査基準における「実用炉規則第9 2条第1項第16号 設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置」に該当する。
- 審査基準における「実用炉規則第9 2条第1項第16号 設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置」のうち、今回の変更に関連する記載を次の通り示す。

【柏崎刈羽原子力発電所】

審査基準 (実用炉規則第9 2条第1項第16号 設計想定事象等 に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置)	保安規定変更に対する 該当有無 (○：有り -：無し)	該当有無の理由
1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、 要員を配置 するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	○	今回の申請内容については、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」のうち「1. 1 体制の整備，教育訓練の実施及び資機材の配備（1）体制の整備」における本社対策本部の体制及び役割の見直しであることから、審査基準における要員の配置に該当する。
イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	-	今回の申請内容については、火災に関する変更ではない。
ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） ① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。	-	今回の申請内容については、火山影響等に関する変更ではない。
② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。	-	今回の申請内容については、火山影響等に関する変更ではない。
③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	-	今回の申請内容については、火山影響等に関する変更ではない。

1. 保安規定変更に対する審査基準該当箇所整理

【柏崎刈羽原子力発電所】

審査基準 (実用炉規則第9条第1項第16号 設計想定事象等 に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置)	保安規定変更に対する 該当有無 (○：有り -：無し)	該当有無の理由
八 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） ① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	○	今回の申請内容については、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」のうち「1. 1 体制の整備，教育訓練の実施及び資機材の配備（1）体制の整備」における本社対策本部の体制及び役割の見直しであり，重大事故等発生時における対策・活動の一環であることから審査基準における炉心の著しい損傷を防止するための対策に該当する。
② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。	○	今回の申請内容については、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」のうち「1. 1 体制の整備，教育訓練の実施及び資機材の配備（1）体制の整備」における本社対策本部の体制及び役割の見直しであり，重大事故等発生時における対策・活動の一環であることから審査基準における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に該当する。
③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	○	今回の申請内容については、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」のうち「1. 1 体制の整備，教育訓練の実施及び資機材の配備（1）体制の整備」における本社対策本部の体制及び役割の見直しであり，重大事故等発生時における対策・活動の一環であることから審査基準における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に該当する。
④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	○	今回の申請内容については、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」のうち「1. 1 体制の整備，教育訓練の実施及び資機材の配備（1）体制の整備」における本社対策本部の体制及び役割の見直しであり，重大事故等発生時における対策・活動の一環であることから審査基準における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に該当する。
⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。	-	今回の申請内容については、特定重大事故等対処施設に関する変更ではない。
⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。	-	今回の申請内容については、有毒ガスに関する変更ではない。

1. 保安規定変更に対する審査基準該当箇所整理

【柏崎刈羽原子力発電所】

審査基準 (実用炉規則第92条第1項第16号 設計想定事象等 に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置)	保安規定変更に対する 該当有無 (○:有り -:無し)	該当有無の理由
二 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） ① 大規模損壊発生時における 大規模な火災が発生した場合における消火活動 に関すること。	○	今回の申請内容については、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」のうち「1. 1 体制の整備, 教育訓練の実施及び資機材の配備（1）体制の整備」における本社対策本部の体制及び役割の見直しであり、大規模損壊発生時における対策・活動の一環であることから審査基準における大規模な火災が発生した場合における消火活動に該当する。
② 大規模損壊発生時における 炉心の著しい損傷を緩和するための対策 に関すること。	○	今回の申請内容については、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」のうち「1. 1 体制の整備, 教育訓練の実施及び資機材の配備（1）体制の整備」における本社対策本部の体制及び役割の見直しであり、大規模損壊発生時における対策・活動の一環であることから審査基準における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に該当する。
③ 大規模損壊発生時における 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策 に関すること。	○	今回の申請内容については、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」のうち「1. 1 体制の整備, 教育訓練の実施及び資機材の配備（1）体制の整備」における本社対策本部の体制及び役割の見直しであり、大規模損壊発生時における対策・活動の一環であることから審査基準における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に該当する。
④ 大規模損壊発生時における 使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策 に関すること。	○	今回の申請内容については、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」のうち「1. 1 体制の整備, 教育訓練の実施及び資機材の配備（1）体制の整備」における本社対策本部の体制及び役割の見直しであり、大規模損壊発生時における対策・活動の一環であることから審査基準における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に該当する。
⑤ 大規模損壊発生時における 放射性物質の放出を低減するための対策 に関すること。	○	今回の申請内容については、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」のうち「1. 1 体制の整備, 教育訓練の実施及び資機材の配備（1）体制の整備」における本社対策本部の体制及び役割の見直しであり、大規模損壊発生時における対策・活動の一環であることから審査基準における放射性物質の放出を低減するための対策に該当する。
⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。	-	今回の申請内容については、特定重大事故等対処施設に関する変更ではない。

1. 保安規定変更に対する審査基準該当箇所整理

【柏崎刈羽原子力発電所】

審査基準 (実用炉規則第92条第1項第16号 設計想定事象等 に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置)	保安規定変更に対する 該当有無 (○:有り -:無し)	該当有無の理由
(2) (1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。	-	今回の申請内容については、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」のうち「1. 1 体制の整備, 教育訓練の実施及び資機材の配備 (1) 体制の整備」における本社対策本部の体制及び役割の見直しであることから、設備操作等の手順に関する変更ではない。
イ 重大事故等発生時 ① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。	-	今回の申請内容については、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」のうち「1. 1 体制の整備, 教育訓練の実施及び資機材の配備 (1) 体制の整備」における本社対策本部の体制及び役割の見直しであることから、設備操作等の手順に関する変更ではない。
② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。 原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。	-	今回の申請内容については、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」のうち「1. 1 体制の整備, 教育訓練の実施及び資機材の配備 (1) 体制の整備」における本社対策本部の体制及び役割の見直しであることから、設備操作等の手順に関する変更ではない。
③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等 (②に関するものを除く。) については記載を要しない。	-	今回の申請内容については、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」のうち「1. 1 体制の整備, 教育訓練の実施及び資機材の配備 (1) 体制の整備」における本社対策本部の体制及び役割の見直しであることから、設備操作等の手順に関する変更ではない。
ロ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。	-	今回の申請内容については、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」のうち「1. 1 体制の整備, 教育訓練の実施及び資機材の配備 (1) 体制の整備」における本社対策本部の体制及び役割の見直しであることから、設備操作等の手順に関する変更ではない。
(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期的に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。	-	今回の申請内容については、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」のうち「1. 1 体制の整備, 教育訓練の実施及び資機材の配備 (1) 体制の整備」における本社対策本部の体制及び役割の見直しであることから、教育訓練に関する変更ではない。
(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。	-	今回の申請内容については、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」のうち「1. 1 体制の整備, 教育訓練の実施及び資機材の配備 (1) 体制の整備」における本社対策本部の体制及び役割の見直しであることから、資機材に関する変更ではない。

1. 保安規定変更に対する審査基準該当箇所整理

【柏崎刈羽原子力発電所】

審査基準 (実用炉規則第9条第1項第16号 設計想定事象等に 係る発電用原子炉施設の保全に関する措置)	保安規定変更に対する 該当有無 (○：有り -：無し)	該当有無の理由
(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	-	今回の申請内容については、(1)項における要員の配置に関する変更であり、その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制に関する変更ではない。
2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。	-	今回の申請内容については、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」のうち「1. 1 体制の整備, 教育訓練の実施及び資機材の配備(1)体制の整備」における本社対策本部の体制及び役割の見直しであることから、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置に関する変更ではない。